

ID: 17

担当部署: 企画部公共施設マネジメント課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市行政財産使用料条例第 8 条第 2 項		
例 規 番 号	平成13年条例第74号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金) 第 8 条 使用料を納付期限までに納付しない者があるときは、納付すべき期限を指定した督促状を、納付期限経過後20日以内に発行して督促する。 2 使用料につき前項の規定による督促をした場合においては、当該使用料の金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(100円未満又は100円未満の端数は切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収する。 3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 【基準】 根拠条文及び附則第 3 項の規定による。 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第 8 条第 2 項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日